

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 山口県宇部市西本町二丁目14番30号  
(名 称) 株式会社アルファクス・フード・システム  
(法人番号 1250001002936)

上記被審人に対する令和2年度(判)第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金3577万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年11月11日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年9月10日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、山口県宇部市西本町二丁目 1 4 番 3 0 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所 J A S D A Q 市場に上場されている会社である。

被審人は、コンサルティング業務名目での売上の前倒し計上、ソフトウェアに係る売上の前倒し計上、未収入金に係る貸倒引当金の過少計上、シンジケートローンに係るアレンジメントフィー等の過少計上及びホテル関連事業の固定資産に係る減損損失の不計上等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、中国財務局長に対し、

(1) 下表 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出し、

表 1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成 29 年 2 月 10 日	第 24 期第 1 四半期（平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 1 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が ▲8,513 千円であるところを 26,813 千円と記載	・営業外 費用の過 少計上
2	平成 29 年 5 月 12 日	第 24 期第 2 四半期（平成 29 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の第 2 四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 13,492 千円であるところを 47,483 千円と記載	・営業外 費用の過 少計上

3	平成 29 年 8 月 10 日	第 24 期第 3 四半 期（平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の第 3 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 28,579 千円であると ころを 61,797 千円と記載	・営業外 費用の過 少計上
4	平成 29 年 12 月 26 日	第 24 期（平成 28 年 10 月 1 日～平 成 29 年 9 月 30 日）に係る有価証 券報告書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の会計期 間	損益計算書	当期純利益が 89,242 千円であると ころを 133,277 千円と記載	・営業外 費用の過 少計上
5	平成 30 年 5 月 14 日	第 25 期第 2 四半 期（平成 30 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の第 2 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	営業利益が 23,148 千円であると ころを 45,847 千円と記載	・売上の 前倒し計 上
6	平成 30 年 8 月 10 日	第 25 期第 3 四半 期（平成 30 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日の第 3 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	営業利益が 53,979 千円であると ころを 78,094 千円と記載	・売上の 前倒し計 上
7	平成 30 年 12 月 27 日	第 25 期（平成 29 年 10 月 1 日～平 成 30 年 9 月 30 日）に係る有価証 券報告書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日の会計期 間	貸借対照表	純資産額が 674,480 千円であると ころを 1,133,380 千円と記載	・売上の 前倒し計 上 ・固定資 産の減損 損失の不 計上
				損益計算書	当期純利益が ▲328,973 千円である ところを 85,890 千円と記載	

8	平成 31 年 2 月 13 日	第 26 期第 1 四半 期（平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 30 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 1 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 606,061 千円であると ころを 1,059,560 千円と記載	・過去の 固定資産 の減損損 失の不計 上による 純資産の 過大計上
9	令和元年 5 月 14 日	第 26 期第 2 四半 期（平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の第 2 四半期 会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 645,298 千円であると ころを 1,118,153 千円と記載	・過去の 固定資産 の減損損 失の不計 上による 純資産の 過大計上
10	令和元年 8 月 9 日	第 26 期第 3 四半 期（平成 31 年 4 月 1 日～令和元 年 6 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日の第 3 四 半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 721,592 千円であると ころを 1,202,406 千円と記載	・過去の 固定資産 の減損損 失の不計 上による 純資産の 過大計上
11	令和元年 12 月 26 日	第 26 期（平成 30 年 10 月 1 日～令 和元年 9 月 30 日） に係る有価証券 報告書	平成 30 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日の会計期 間	貸借対照表  損益計算書	純資産額が 782,555 千円であると ころを 1,370,496 千円と記載  当期純利益が 132,912 千円であると ころを 261,953 千円と記載	・過去の 固定資産 の減損損 失の不計 上による 純資産の 過大計上 ・貸倒引 当金繰入 額の過少 計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

(2) 下表2のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（以下「発行開示書類」という。）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成29年9月21日、281,539株の株券を394,999,217円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
12	平成29年 8月31日	有価証券届出書 (株券の募集)		「第四部 組込情報」	番号3に掲げる第24期第3四半期に係る四半期報告書を組み込み	・営業外費用の過少計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

## 2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同2及び同3の各事実につき

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

表1の番号4の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号1、同2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

表1の番号5及び同6の各事実につき

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

表1の番号7の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

表1の番号8、同9及び同10の各事実につき

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

表1の番号11の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号8、同9、同10及び同11は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

表2の番号12の事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項

### 3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第24期事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)第1四半期(平成28年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第24期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成29年1月1日から同年3月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第24期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成29年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第24期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第24期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下、番号1、同2、同3及び同4において「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第 24 期第 1 四半期報告書	128,179 円
第 24 期第 2 四半期報告書	157,434 円
第 24 期第 3 四半期報告書	179,755 円
第 24 期有価証券報告書	169,880 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 24 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 24 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 24 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 24 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 24 期第 1 四半期報告書、第 24 期第 2 四半期報告書、第 24 期第 3 四半期報告書及び第 24 期有価証券報告書が、いずれも第 24 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 24 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 24 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 24 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 24 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 5、同 6 及び同 7 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 25 期事業年度(平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで) 第 2 四半期(平成 30 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで)に係る四半期報告書(以下「第 25 期第 2 四半期報

告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成30年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第25期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第25期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下、番号5、同6及び同7において「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第25期第2四半期報告書	263,764円
第25期第3四半期報告書	267,538円
第25期有価証券報告書	240,223円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第25期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第25期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第25期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第25期第2四半期報告書、第25期第3四半期報告書及び第25期有価証券報告書が、いずれも第25期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第25期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,500,000 \text{円}$$

第25期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,500,000 \text{円}$$

第25期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 3,000,000 \text{円}$$

となる。

表1の番号8、同9、同10及び同11の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第26期事業年度(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)第1四半期(平成30年10月1

日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第26期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(平成31年1月1日から同年3月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第26期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(平成31年4月1日から令和元年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第26期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第26期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下、番号8、同9、同10及び同11において「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第26期第1四半期報告書	253,821円
第26期第2四半期報告書	249,600円
第26期第3四半期報告書	205,090円
第26期有価証券報告書	233,280円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第26期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第26期第1四半期報告書、第26期第2四半期報告書、第26期第3四半期報告書及び第26期有価証券報告書が、いずれも第26期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第26期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第26期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第26期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 26 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表 2 の番号 12 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 29 年 8 月 31 日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額 394,999,217 円の 100 分の 4.5 に相当する額（17,774,964 円）

となるが、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、17,770,000 円となる。